

厚木市文化芸術振興条例 運用状況報告書

【対象年度：令和4年度】

令和5年6月

厚木市 協働安全部 文化生涯学習課

厚木市文化芸術振興条例

本市では、自治を推進する上で最も尊重すべき条例である「厚木市自治基本条例」及び国が、平成13年に制定した「文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）」に則り、本市における文化芸術振興に関して定めた初めての計画である「厚木市文化芸術振興プラン」の実効性をより一層高めるために、厚木市文化芸術振興条例を平成24年12月25日に公布・施行しました。

この条例では、市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に当たっては、共に連携し、協働して取り組むことや文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定の義務等を規定しています。

平成25年6月には、厚木市文化芸術振興委員会を設置し、専門的で多角的な意見や提案をいただくとともに、本条例の運用状況の点検をいただいています。

平成28年度及び令和2年度に厚木市文化芸術振興委員会から提出された厚木市文化芸術振興条例の運用状況に係る意見書に基づき、本条例の運用状況について精査をし、条例は順調に運用されていると評価し、引き続き条例に基づき文化芸術の振興を図っています。

令和3年3月に策定をした「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画」は、令和3年4月を始期とする第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、令和8年度までの6年間の計画を推進しています。また、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」の実現を目指し、本基本計画の4つの基本方針と14の基本施策に基づき、令和5年度までの3年間に実施する具体的な事業をまとめた「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期実施計画」を策定し、計画を推進しています。

この条例の目的に「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」ことを規定しています。この条例の目的を実現するとともに条例の実効性を高めるための施策等として第7条から第11条において規定しています。

第1条 目的

第2条 基本原則

第3条 市の責務

第4条 市民による文化芸術の継承及び創造

第5条 文化芸術団体の役割

第6条 基本計画

第7条 文化芸術の継承等

第8条 市の自然等をいかした文化芸術の創造

第9条 創造的活動を行う者等の育成の支援

第10条 市民の鑑賞等の機会の充実

第11条 文化芸術に関する情報の収集及び発信

第12条 文化芸術振興委員会

第13条 評価等

第14条 委任

附則

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。）の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

令和4年度厚木市文化芸術振興条例運用状況

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

運用状況

文化芸術団体の文化芸術活動を推進するため、事業に対する補助金を交付することで、その活動の活性化を図りました。また、文化会館等の文化芸術拠点施設においても文化芸術の振興を図るための様々な事業が開催されました。

1 厚木市文化協会 加盟22団体

文化芸術団体の様々な活動について19団体に補助金を支出

主な実施事業：美術会会員展（厚木市美術会）、民謡の集い（厚木市民謡協会）、会誌発行事業（県央史談会）

2 厚木市音楽協会 加盟5団体

文化芸術団体の様々な活動について5団体に補助金を支出

主な実施事業：ジョイフルコンサート（厚木市民吹奏楽団）、
ウインターコンサート（厚木合唱連盟）

3 アミューあつぎ 文化芸術拠点施設

あつぎ市民交流プラザ 利用率 55.7% 利用者数 201,641人

あつぎアートギャラリー 利用率 58.6% 利用者数 30,678人

4 公益財団法人厚木市文化振興財団

文化振興財団が行う管理運営及び文化事業に要する経費について補助金を支出

(1) 市民文化の創造及び育成に関する事業

5事業

主な実施事業：厚木シアタープロジェクト、どこでもピアノ

(2) 市民文化の普及及び振興に関する事業

6事業（うち1事業中止）

主な実施事業：小学生向けダンスワークショップ、私だけのスタインウェイピアノ～大ホールでスタインウェイピアノを弾いてみよう♪～

(3) 芸術文化の鑑賞機会の提供に関する事業

20事業

主な実施事業：NHK交響楽団公演、あつぎ寄席、神奈川県美術展

5 文化会館 文化芸術拠点施設

大ホール	利用率	73.9%	利用者数	85,523人
小ホール	利用率	72.8%	利用者数	34,009人
展示室	利用率	41.7%	利用者数	10,766人
集会室	利用率	85.5%	利用人数	13,191人
和室	利用率	47.7%	利用者数	3,476人
会議室	利用率	73.5%	利用者数	6,674人
合計			利用者数	153,639人（前年比202%増）

※参考（過去5年間の利用者数）

年度	利用者数
令和3年度	75,996人
2年度	30,237人
元年度	216,797人
平成30年度	255,177人
29年度	259,965人

6 あつぎ郷土博物館 文化芸術拠点施設

来館者数 23,115人

(1) 展示会

特別展示 1回、企画展示 4回

(2) 各種講座

展示会関連講座18回、その他講座35回、出前講座32回（小学校9校含む）

(3) 基本展示室内の展示替え 1回

(基本計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かななければならない。

運用状況

計画期間を6年間とした厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画が令和2年度をもって満了したことから、文化芸術振興委員会や、市民を対象とした意向調査等、多角的に検討を重ね、市民意識調査・市民満足度調査(令和3年度より市民実感度調査)等の結果も踏まえながら、計画を策定し、令和3年4月から計画をスタートしました。

1 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第10次厚木市総合計画との整合性を図り、基本理念は、厚木市文化芸術振興計画から引き続き継承し、「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」としました。

計画期間は2021（令和3）年度からスタートし、2026（令和8）年度までの6年間とします。

2 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期実施計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第2次振興計画第1期基本計画の基本理念を目指す、基本方針・基本施策に基づく事業であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期実施計画に位置付けました。

前期実施計画事業には、基本施策を具現化する個別事業として、総合計画事業として、60事業、経常経費・その他事業として40事業、予算計上のない事業として8事業の計108事業を選定し、各担当課において事業を実施しました。

(文化芸術の継承等)

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

伝統芸能等の後継者の育成の支援や文化芸術が保存、活用されるために必要な施策を講ずるため、3課13事業を実施し、総合評価はA、達成率は約97%となりました。

主な実施事業の内容として、郷土文化を継承・保存・活用するために行われる体験講座や、特別公演の実施をはじめ、後継者の育成や市史の編さん等の後世に継承するための事業、文化財の保存のための補助金支出等が挙げられます。事業の実施はできたものの、公演等の鑑賞者数が伸び悩んでいるため、伝統文化を絶やすことのないよう事業の周知等に努めていきます。

※P10 対象事業一覧参照

【事業例】 7 郷土芸能事業、18 指定文化財保存修理等補助金など

(市の自然等をいかした文化芸術の創造)

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

文化芸術の創造を図り、豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかしながら必要な施策を講ずるため、7課11事業を実施し、総合評価はA、達成率は約85%となりました。

主な実施事業の内容として、市独自の景観をいかした野外彫刻造形展、豊かな自然をいかした飯山桜まつり等において、文化的なイベントを開催し、市民が楽しみながら参加できるような事業展開を予定しておりましたが、コロナ禍や天候の影響を受け、中止となった事業もありました。代替事業として、出品予定の作品展示、オンライン配信等、各課様々な事業展開に努め、事業実施ができない状況においても、市の自然や風土等をいかした事業を、市民がイメージできるように、各課積極的に事業を展開しました。

※P10 対象事業一覧参照

【事業例】 1 野外彫刻造形展開催事業、3 あつぎ飯山桜まつり開催事業など

(創造的活動を行う者等の育成の支援)

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の担い手の育成や環境整備、成果の発表の機会の施策を講ずるため9課38事業を実施し、総合評価はA、達成率は約91%となりました。

主な事業内容としては、地域での文化芸術の支援や成果を発表する市民文化祭での舞台発表や、地域での文化芸術活動の活性化のため、補助金や交付金を支出しています。コロナ禍の影響を受け、事業の中止もありましたが、積極的な代替事業として、オンライン配信やホームページを利用した展示、動画審査、無観客による音楽コンクールの実施等、様々な形での成果の発表、鑑賞の機会の充実を図る事業を実施しています。

総合評価がCとなった「85 多文化共生交流事業」については、コロナ禍以前に比べ参加者数が戻っていないため、低い評価となっています。

※P10～11 対象事業一覧参照

【事業例】31市民文化祭開催事業、106厚木青少年音楽コンクール補助金など

(市民の鑑賞等の機会の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の鑑賞や活動の充実を図り、拠点の整備など必要な施策を講ずるため10課27事業を実施し、総合評価はA、達成率は95%となりました。

主な事業内容としては、文化芸術の拠点施設である厚木市文化会館、あつぎ郷土博物館等での多彩な事業の展開や、本厚木駅周辺や市内公共施設等での事業実施、SNSを利用した取組等、身近に文化芸術が親しめるよう努めています。あつぎ郷土博物館では、展示や講座の実施、野外彫刻造形展では、出品予定となっていた作品の展示と併せ、鑑賞する市民と一緒に参加できる参加型の展示の事業実施に努めました。

総合評価がCとなった「23 技能職団体連絡協議会補助金」については、コロナ禍以前に比べ参加者数が戻っていないため、低い評価となっています。

※P11～12 対象事業一覧参照

【事業例】 22野外彫刻造形展開催事業、40郷土博物館活動推進事業など

(文化芸術に関する情報の収集及び発信)

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

1 運用状況

文化芸術の情報を市内外に発信し、文化芸術の交流が促進されるよう努めるため、8課 14 事業を実施し、総合評価はB、達成率は78%となりました。

主な事業内容としては、SNS を活用した市内外への文化芸術情報の発信や、国内外の友好都市との文化交流事業がありますが、ホームページや SNS を活用し、積極的な情報発信を図ることができました。交流事業については、事業の中止などにより、達成率が伸び悩んだ要因となりましたが、オンラインでの交流を行うなど、積極的な文化活動を展開しています。

総合評価がCとなった「85 多文化共生交流事業」については、コロナ禍以前に比べ参加者数が戻っていないため、低い評価となっています。

※P12 対象事業一覧参照

【事業例】 86オリンピック・パラリンピック支援推進事業など

(7条～11条の全てに関わる事業)

運用状況

第7条～第11条全てに関わる事業として3課8事業を実施し、総合評価はA、達成率は約88%となりました。

主な事業内容としては、市内公共施設等での文化芸術活動の事業の実施を予定していましたが、コロナ禍の影響を受け、無観客開催での事業もありました。文化芸術の鑑賞の機会が減少しないようオンラインでの配信も積極的に行いました。

※P12 対象事業一覧参照

【事業例】 69 あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金など

(文化芸術振興委員会)

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

厚木市文化芸術振興委員会では、令和4年度に3回の会議を開催し、文化芸術振興条例に基づき同条例の運用状況の点検のほか、厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の基本理念の下、3つの基本方針を目標とした様々な分野にわたる具体的な各基本施策及び個別事業について検証していただきました。

また、令和3年度を始期とする第2次厚木市文化芸術振興計画の策定に向けた御審議をいただきました。

第1回は、新たに策定した第2次文化芸術振興計画第1期基本計画の説明を中心に会議を開催しました。（6月28日開催）

第2回は、厚木市文化芸術振興条例の運用状況について、各委員から提出された点検意見のまとめを中心に会議を開催しました。（10月11日書面会議）

第3回は、各委員から「文化芸術の担い手不足を解消する方法は」をテーマに意見交換を行い会議を開催しました。（3月8日開催）

各回の文化芸術振興委員会では、毎回活発なご意見をいただきました。

(評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

厚木市文化芸術振興条例が、平成24年12月に制定されてから、平成28年度と令和2年度に運用状況の評価が、厚木市文化芸術振興委員会で行われました。結果は、「条例の改正は不要」と意見書をいただきました。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。